

静岡県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として指定した次の施設の指定を取り消した。

令和7年9月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

1 不在者投票のできる施設の指定の取消し

施設名	所在地	種別
三島市立養護老人ホーム 佐野楽寿寮	三島市谷田(小山押切)1260-2	老人ホーム
医療法人社団第一駿府病院	静岡市葵区沓谷一丁目30番20号	病院
医療法人福慈会佐鳴湖病院	浜松市中央区佐鳴台六丁目3-18	病院

2 指定の取消しの年月日 令和7年9月19日